Ⅲ－2 自分たちのまちは自分たちで守る･･･共助

1. 地域住民の取組み

本節では、隣近所での支え合い、助け合いなど、地域で取り組むべきことについて記載する。

□ どのような自然災害が起こりうるか
□ 被災した場合、または、被災するおそれがある場合どこへ避難するのか
□ 地域住民や近隣企業などと、日ごろから連携して防災活動をおこなっているか（安否確認、救助、避難の際の助け合い、避難所運営など）
□ その他、災害に対し、ふだんから、どのような備えが必要か

を住民のみなさんで確認し、防災マニュアル（防災便利帳）を作成するなど、日ごろから備えておく必要がある。

なお、大阪市では、地域住民が取り組む共助の例として、『自主防災活動ガイドライン』を作成しており、地域の自主防災活動において活用し、あらかじめ、災害時の対応体制を整備する。

以下に、『自主防災活動ガイドライン』の主な内容骨子を示す。

①地域防災リーダー

平成７年に発生した阪神・淡路大震災を契機に、住民による自主的な地域防災活動の重要性が再認識され、平成８年７月に地域防災リーダーが組織化された。

地域防災リーダーは、災害時において、その知識や技術を活用し、住民に率先して組織的な防災活動を行うことが期待される。また、現場での活動のみならず、習得した知識や技術を活用した、自主防災組織の各部門での指揮・指導も重要な役割である。

これらの役割を担う地域防災リーダーには、女性や若い世代など多様な方々の参画が望まれる。

②自主防災組織

自主防災組織とは、住民の一人ひとりが「自らの命は自らで守る」そして「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、地域の住民同士が自主的な防災活動を実施する組織のことである。

自主防災組織は、地域で活動する様々な団体からなり、地域に居住・勤務　する広範囲な人員から構成される。

地域で活動する団体例として、地域活動協議会、地域振興町会、女性会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ＰＴＡ等が想定される。

③災害時の活動

災害時における地域での活動は、連合災害対策本部（以下、「連合本部」という。）、町会（災害対策本部）（以下、「町会（本部）」という。）、避難所運営委員会といったそれぞれの組織が連携して行うこととなる。また、地域防災リーダーは、連合本部や町会（本部）、避難所運営委員会の各部門において中心となって活動する等、地域の自主防災組織における重要な役割につく。

□　連合本部

被害状況把握・区本部との情報伝達・安否確認の情報集約・避難誘導・救出救護・初期消火

□　町会（本部）

安否確認・避難誘導・初期消火・救出救護・連合本部との情報連絡

□　避難所運営委員会

災害発生時には、避難者が、避難所を一定期間、臨時の生活拠点として利用することとなる。避難所では、発災当初から自主防災組織を中心とした「避難所運営委員会」を立ち上げ、自主運営を行う。

□　地震発生時

・　震度５弱・５強の場合

連合本部員同士で連絡を取り合い、地域の被害が大きいと見込まれると判断した場合は、必要に応じて連合本部員は連合本部設置場所に集合する。

・　震度６弱以上の場合

連合本部員は連合本部設置場所に集合する。

□　風水害等発生時

お住いの地域に警戒レベル３（高齢者等避難）が発令された時に連合本部を設置する。避難所開設にあたっては、地域の協力を得ながら避難受入主任等（区役所職員）が開設する。

□　社会福祉施設

高齢者施設や障がい者福祉施設をはじめとする社会福祉施設には、バリアフリーの対策が講じられていたり、専門的な知識を有するスタッフもいることから、災害時において連携する。

□　区災害ボランティアセンター

各区における災害ボランティアの受け入れ、被災者や被災地域のニーズ

に合わせた災害ボランティアに需要調整など、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援するための拠点として設置される。

④平時の活動

効果的な訓練を実施するための考え方や訓練の種類、平時から認識し活用するべき防災の資源としての施設や物品、災害に備えるための情報などを記載する。

訓練

□ 訓練の実施にむけて

- 効果的な訓練のためには事前の打合せが重要
- 多くの方に参加いただくことが重要
- 参加いただくための周知が重要
- 訓練の目的や災害想定の共有化が重要

□ 基礎的な知識・技能習得のための訓練

- 防災学習会
- 技術訓練

□ 組織力を高める訓練

- 連合本部及び災害時避難所等の開設・運営訓練
- 様々な関係機関等と連携した訓練
- さらなる地域力向上のための取り組み

2. 企業・学校等の取組み

本節では企業・学校等で、取り組むべきことについて記載する。

□ どのような自然災害が起こりうるか

□ 従業員（以下、学校においては児童・生徒等）が待機できる備えをしているか

□ 被災した場合、または、被災するおそれがある場合、どこへ避難するのか

□ 地域住民や近隣企業などと、日ごろから連携して、防災活動をおこなっているか（安否確認、救助、避難の際の助け合い、住民受入れなど）

□ その他、災害に対し、ふだんから、どのような備えが必要かを確認し、防災マニュアルを作成するなど、日ごろから備えておく必要がある。

以下に、企業、学校等における取組み例の骨子を示す。

□ 浪速区において、想定される自然災害（地震、風水害）等の確認

「第２章　災害想定と被害想定」（Ｐ２～）を参照

□ 従業員の安否確認・救助の体制

日頃より従業員の所在を把握するとともに、安否確認の方法を確認する。また、緊急（災害）時の従業員の連絡先・連絡方法を把握する。

□ 一時避難場所の確認

地震発生後、建物が被災したり、周辺で大火事が起こっているときなど、避難が必要な場合の一時避難場所の確認をする。

□ 建物が被災した場合の避難先（避難所など）

□ 食糧品・日用品の備蓄

□ 企業や学校などから避難するときの非常持ち出し品の確認・準備

□ 従業員における、避難時の非常持ち出し品の準備

□ 職場と従業員の連絡手段の確認（電話・メール不通時）

　□ 災害用伝言ダイヤル「１７１」

　□ 災害用伝言板「Ｗｅｂ１７１」

　□ 携帯電話会社の災害用伝言板サービス

　□ その他（　　）

□ 従業員における家族との連絡手段の啓発

従業員の家族の安否確認の方法や家族からの従業員の安否の連絡方法を確立する。

□ 鉄道・バスなど、交通情報の収集のしかたの把握

　□ おおさか防災ネット、テレビ、ラジオなど

　□ 収集した情報の従業員への周知

□ 利用者の安全確保の方法

集客施設での安全確保については、関係所法令を遵守し、日頃より災害を想定

した訓練を実施し、万全の準備を行っておく。

□　近隣企業、他のテナントなどとの連携体制の整備

近隣企業などの被害状況を把握し、延長被害の可能性や相互救援の必要がある場合は、相互にどのような連携が必要か、日頃から確認しておく。

□　地域住民の自主防災活動への参加・連携

避難所は、地域住民主体で運営されるが、災害時に多くの方が避難すると、混乱が生じることが予想される。そのため、日ごろから地域住民と、互いの課題やメリットについて話し合ったり、合同で訓練を行うなど連携が必要である。

□　防災協力事業所登録制度

浪速区では、事業所が保有する人的、物的資源を地域の重要な防災力として捉え、地域の防災力向上を図り、安心して生活できることをめざして、災害発生時に、ご協力いただける事業者に防災協力事業所として登録していただいている。浪速区内の事業所を対象とし、「労務、技術の提供」、「食糧品、飲料水、日用品等物資の提供」、「駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放」、「資機材等の提供」、「その他防災活動において必要な協力、支援」の分野で、協力活動を行っていただく。

□　様々な災害の状況を想定した定期的な訓練の実施

災害時に、従業員がそれぞれの役割を果たし、一体となって利用者（顧客）や従業員の生命・財産を守る訓練を行うことは、最も有効な備えになる。

避難経路の確認や消火器等の操作、備蓄物資の所在確認等、実際的な訓練を日頃から取り組んでいないと、災害時における効果的な活動は望めない。このような訓練を行うとともに、訓練実施後はマニュアル等の検証、改善を行い、さらなる企業の防災力の向上が重要である。